

## 年金のはなし

### 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう



平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金を課すだけでなく、納付義務のある方(※)の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、免除される制度や猶予される制度がありますので、年金窓口へご相談ください。

※納付義務者は、被保険者本人、連帯

して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

### 国民年金保険料免除制度

保険料が納め忘れの状態、万が一、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている市区町村の国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口で備え付けてあります。

平成30年度の免除等の受付は平成30年7月1日から開始され、7月分から平成31年6月分までの期間を対象として審査を行います。

失業等により保険料を納付することが困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方は、一度、旭川年金事務所(0166-27-1611)または住民課戸籍担当までご相談ください。

住民課戸籍担当  
電話 56-2123

## 児童手当の手続きはお早めに 現況届は6月末日までです!

児童手当を受けている方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届けは、毎年6月1日における受給者の状況を調査し、児童手当を引き続き受けることができるかどうかを判定するためのものです。

現況届の提出がない場合は、6月分以降の児童手当の支給が停止されますので、早めに手続きをしてください。

なお、現況届の用紙は、5月中に対象者へ郵送しています。

### 児童手当とは

#### 1 目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

#### 2 支給対象

中学校修了までの児童を養育している方に支給されます。

#### 3 支給額

- |                        |         |
|------------------------|---------|
| ① 0～3歳未満(一律)           | 15,000円 |
| ② 3歳～小学校修了前まで(第1子、第2子) | 10,000円 |
| ③ 3歳～小学校修了前まで(第3子以降)   | 15,000円 |
| ④ 中学生(一律)              | 10,000円 |

#### 4 所得制限

受給者の所得が所得制限限度額以上の場合、児童手当の額は、児童の年齢に関わらず児童一人当たり月額5,000円となります。

#### 5 支給時期

毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分まで(4か月分)が支払われます。

■お問い合わせ 福祉子育て支援課子育て支援室 電話 56-2125



### 春の火災予防運動実施

4月20日から30日までの間、「火の用心 ことばを形に 習慣に」の全国統一標語のもと、全国各地で火災予防運動が展開される中、占冠支署では、防火パレードを行いました。防火パレードでは、占冠支署職員・団員・女性防火クラブの計9名で村内を消防車で巡回し火災予防を広報しました。

この運動では、空気が乾燥し、暖房機器の使用により火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災を防止し、高齢者等を中心とする村民全体の火災による死亡と、財産の損失を防ぐことを目的としています。

皆さんも防火に対する意識を高く持ち、火災のない村をめざしましょう。



#### 救急出場状況（4月分）

一般負傷	1件	(1人)
急病	4件	(4人)
転院搬送	3件	(3人)
4月計	8件	(8人)
累計	113件	(105人)
※ ( ) 内は搬送人員		

富良野広域連合 富良野消防署占冠支署 ☎56-2119



### 弾道ミサイル落下時の行動について

弾道ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあります。ミサイルが日本に落下する可能性がある場合は、国からの緊急情報を瞬時に伝える「Jアラート」を活用して、防災行政無線で特別なサイレン音とともにメッセージを流すほか、緊急速報メール等により緊急情報をお知らせします。

- ① 速やかな避難行動
- ② 正確かつ迅速な情報収集

行政からの指示に従って、落ち着いて行動してください。



国民保護ポータルサイト  
武力攻撃やテロなどから身を守るために

事前に確認しておきましょう。  
[http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryu/hogo\\_manual.html](http://www.kokuminhogo.go.jp/shiryu/hogo_manual.html)

ミサイル落下時には、こちらから政府の対応状況をご覧になれます



首相官邸  
ホームページ  
[www.kantei.go.jp/](http://www.kantei.go.jp/)



Twitter アカウント  
首相官邸災害・危機管理情報  
@Kantei\_Saigai



Jアラート (例)直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが落下するものとみられます。直ちに避難してください。

メッセージが流れたら

落ち着いて、直ちに行動してください。

- 屋外にいる場合  
近くの建物の中から地下に避難。  
(注) できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになければ、それ以外の建物でも構いません。
- 建物がいない場合  
物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- 屋内にいる場合  
窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。



- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。